

## 平成25年度 第2回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	平成25年9月18日(水) 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 第3、4会議室
3	出席委員名 (敬称略)	山路 憲夫、小沢 尚、金子 恵一、小山 康子、佐藤 正孝、 塩野 秀郎、市東 和子、清水 太郎、栃木 恵美子、 中村 与人、萩谷 洋子、日高 洋子、古屋 しょう子、吉田 敏男
4	配布資料	1 平成25年度地域包括支援センター活動実績(4月～7月)(資料1) 2 平成25年度介護予防事業の概要報告(資料2) 3 平成24年度 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理票 (資料3) 4 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査について(資料4)
5	傍聴人数	0名
6	次 第	1 開会 2 配布資料の確認 3 報告事項 (1) 地域包括支援センターの活動報告(資料1) (2) 介護予防事業の概要報告(資料2) (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について (資料3) 4 協議・検討事項 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査について(資料4) 5 次回日程調整 6 閉会

## 1 開会

## 2 配布資料の確認

## 3 報告事項

### (1) 地域包括支援センターの活動報告

資料1により説明

委員：資料1の地域ケア会議（地域包括支援センター主催）の実績に個別ケース検討、地域課題の検討とあるが、個別ケースは個人情報に触れない程度でかまわないが、それぞれだいたいどのような課題なのか。

事務局：今年度から地域ケア会議を各地域包括支援センターの実績としてあげている。会議では民生委員・児童委員、警察、消防等と課題の検討を行っている。内容としては、見守りに関するもの、また社会福祉協議会に依頼している乳酸菌飲料の配布を受け取らない方について、現場で警察や地域包括支援センターや市が対応した経緯が実際にあり、社会福祉協議会とのやりとりでどのような対応したらよいかということ等を検討している。

委員：権利擁護について質問したい。地域福祉権利擁護が前年に比べて増えており、成年後見制度もだいぶ増えているが、制度が知れ渡ったためという理解で良いか。

事務局：地域福祉権利擁護と成年後見制度の相談については、小平市社会福祉協議会で権利擁護センターという一元化した窓口がある。かなり窮迫の程度が上がっているとともに、制度を利用する方々が増えていると捉えている。

会長：相談件数で、前年度に比べて2,000件も増えている。相当な増え方だと思うが、表を見比べると医療関係の相談が増えているのが分かるが、それ以外で特徴的なものはあるのか。

事務局：色々なサービス利用をしたい方が増えていて、サービスに関する相談が全体的に増えている。相談の周知が図られていると同時に包括での相談の負担も上がってきているものと考えられる。

委員：事業所で見ると多摩済生ケアセンターの相談件数が、前年度でみると特に増えているが、その圏域が高齢者人口が多いのではないかと考えるが、どうなのか。

事務局：高齢者人口が増えている中で、特に東の地区での人口が増えているように考えている。地域包括支援センターの職員の人数や基準に関しても注視していく必要があると考える。地域包括支援センターの職員が少ないということだが、相談のあとの支援がきちっとできるよう対応を考えたい。

委員：その件については、改めて相談したい。

委員：医療関係の相談は多摩済生ケアセンターの場合認知症に関するものが圧倒的に多いのか。

委員：認知症だけとは限らない。

委員：精神疾患には限らないのか。

委員：そういうものも含まれる。

委員：入院の相談も入っているのか。

委員：入っている。

委員：乳酸菌飲料の配布は安否確認を助けるということだが、数はどうなっているか。

委員：極端に増えていることはないと思うが、微増だと思う。

会長：対象者はどうなっているのか。

事務局：乳酸菌飲料の配布は「おはようふれあい訪問」といい、資料3に利用者の人数が記載してある。月、水、金曜日午前中に訪問をして乳酸菌飲料を手渡すことで安否確認をしている。対象者は1人暮らし等で安否確認が必要な概ね70歳以上の市民である。申請については、民生委員・児童委員を通じて心配な方に申請を受けてもらい社会福祉協議会に連絡している。

委員：過日、この事業の対象者で受取りがなく社会福祉協議会、民生委員、市で現場に行ったところ、良くない結果になったケースもあったが、事業は有用に働いている。

委員：権利擁護の中で、高齢者の虐待が増えているがその内容はどのようなものか。

事務局：具体例をあげることは難しいが、環境的な話をすると同居の息子、娘からの虐待で、暴力や、経済的搾取、暴言等を吐く等の心理的な虐待もある。まず各地域包括支援センターで相談を受け、その後基幹型地域包括支援センターや市も加わり対応している。中には、ご本人と家族を引き離す対応をする場合もある。緊急一時保護事業や、やむを得ない措置として特別養護老人ホームへの措置等、様々な対応をしている。まずは引き離しをして一時的な停戦状況にするなど、それでも解決しない場合は緊急一時保護事業等の措置を取っている。

## (2) 介護予防事業の概要報告

資料2により説明

委員：介護予防見守りボランティアについて、日程等の中で参加人数が分かっているものがあるか。

事務局：西圏域の9月2日は、参加人数が40名、そのうち登録の申請をいただいた方が8名。東圏域の9月10日については、参加人数が27名と、そのうち24名が登録している。中央圏域の9月17日は2日間のうち1日が終わったところで異なる圏域の参加者もいたが8名の方に申請書を配布した。中央西圏域、中央東圏域については10月に実施する予定である。

委員：参加者のだいたいの男女比はどうなっているか。西圏域の40名はどうなっているか。

事務局：いまのところ捉えていない。

委員：圏域・担当とあるが事前研修は自分の住所の圏域で受けるのか。日程が合わない場合は他の圏域でも構わないのか。

事務局：自治会の説明会でも同様の質問があったが、介護予防見守りボランティア募集のパンフレットに記載の通り、日程の中で自分の都合のつく圏域の事前研修会に参加することは構わない。取りまとめの関係上一応、別の圏域の研修会に出る旨を市に伝えてもらいたい。

会長：訪問型介護予防事業の対象者は0だが、希望者は見つからないのか。

事務局：ご指摘のとおり、この事業で対象者をみつけることに困難を極めている。閉じこもりやうつ傾向の方が自分から手上げをするのは難しい。各地域包括支援センターを中心に対象者の掘り起こしをしたい。同時に受け皿をきちんと整えたい。現状医師会に委託しているが、実情としては病院の看護師さんにお休みの日を中心に訪問をお願いしている。今後は受け皿を確保しながら内容の見直しをしたい。

委員：昨年は訪問型介護予防の対象者が1名いたと思うが、その方は終了したのか。

事務局：24年度は2名の方を対象にこの事業を実施した。1名は男性だが介護保険の申請に至った。もう1名は、現在は事業を実施していないが地域包括支援センターで見守りをしている状況である。再度この事業の対象となる可能性はあるかもしれない。

### (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について

資料3により説明

〔質疑応答〕

委員：資料3の16ページの地域密着型サービスの指定について、計画はされているが整備見込みは0となっている。何か理由があるのか。

事務局：整備計画のあるものについては、若干空きが生じている、計画の見込みを下回っている状況があり、今は利用の状況を注視している。注視する中で、必要な部分について働きかけを行っていく予定である。

委員：今後もそのようなことはあるのか。計画はするが空きがあるような場合は整備の見込みは0にするのか。

事務局：今期の地域密着型サービスの整備計画については、計画を立てる段階で、サービスによって若干ニュアンスは違うが、利用者の動向や充足状況を確認の上、各圏域のバランスに配慮しながら進めることとしているため、24年度の状況を実際にみたところ現段階では整備に至らない状況と判断した旨、前回の運営協議会で報告したところである。

委員：資料3の10ページのボランティア活動の育成支援で、学校における総合学習の内容を聞きもらったためもう一度説明願いたい。

事務局：ボランティアセンターが学校において行っている福祉の人材育成支援の中で、ボランティアセンターでもう一つ担当しているものとして紹介した。教育庶務課と連携してボランティアセンターが引き続き行っていくものである。

委員：資料3の4、5ページの住環境の整備について、シルバーピアの運営とサービス付き高齢者向け住宅の周知ということがあげられている。地域包括ケアシステムでは、住まいの整備が大きな要素だと思うが、シルバーピアの民間借り上げ2棟、都営住宅は11棟をそのまま継続するのか。前回のアンケート調査を見ると、何度もシルバーピアに申し込んでも駄目で、一日も早く入居できるように願っているという67歳の方の意見が載っていた。自分もシルバーピアを利用したいと思い8月に申し込んだ。

所得の上では問題ないが、10倍の競争率があると言われた。あまりにも住環境の

整備について、貧困ではないか。

また、サービス付き高齢者向け住宅も質にバラつきがあると言われている。様々な患者紹介ビジネスのようなものに癒着しているという記事もある。そのような中で、推進するというのはどういうことか。

シルバーピアの継続とサービス付き高齢者向け住宅の普及の意味合いは、具体的にどういうことか。

事務局：シルバーピアは民間借上げ住宅が2棟と都営住宅に11棟あるが、空きが出た場合の募集では、10倍ほどと、かなりの倍率になっていることは十分認識している。財政状況等を含めて総合的に判断し、今のところ増やす計画は持っておらず、現状の水準を継続していくというものである。

事務局：住まいに関する施策は市の弱いところでもある。市内のシルバーピアの棟数、戸数は、市内に都営住宅が多いこともあって、多摩地域では1、2のレベルの戸数を有している。これ以上の適地を見つけることもなかなか困難であり、既に都営住宅がかなりある現況から、低所得者向け住宅は実態として数多く存在しており、現状の水準の継続としているものである。大規模住宅団地での見守りやケアの体制等は、地域包括ケアシステムの構築で重点的に取り組んでいかなければならないものと意識している。地域包括支援センターや住宅関係者等と、今後様々な形で関わりを持ちながら、集中的に高齢化する地域でどう対応していくかを考えていきたい。

サービス付き高齢者向け住宅は、近年、整備が始まったところであり、市がどのように関与できるかという点には課題もある。福祉分野の仕事もここ数年は不動産関係者のような資産管理に近い状況ともなっている。有料老人ホームやグループホーム等を建てたいと、色々な相談や要望が寄せられているが、そうした需要と供給の把握は難しい。こうしたものは相手があることであり、土地所有者がうまく資産を活用でき、市の政策や一般住民にとっても一定の満足ができる住宅を、質を保ちながら増やしていけるよう、苦心しながら対応している現状である。サービス付き高齢者向け住宅には、国(国土交通省)の基準があり、一定の質は保たれると考えられる。他市では介護保険の給付需要が増えるために拒否している場合もあるが、事業者の別の思惑も否定できないが、市として住宅施策の一端を担う者として真剣に向かい合い、良質なケア付き住宅が増えるという視点から、できるものは整備してもらえよう進めてきている。国の言う2025年度の地域包括ケア計画の目標点に向けて、市民の声に応えられる地域資源を増やしていきたいと考えている。

会長：住まいの問題は大きな柱だが、国全体の施策で、海外との比較において立ち遅れている。特に低所得者向けの住宅政策が非常に遅れている。しかし、それをシルバーピアのような税金でお金を出さなければいけないような形で進めていって良いのかどうか、コンセンサスがまだできていない。サービス付き高齢者向け住宅については、一応の基準はあるが明確な基準があるわけではない。これから増えていく中で、色々な問題が出てきて初めて規制に乗り出すというふうを考えている。今は数を増やさなければならぬので、その点は避けられないと考える。

問題は、低所得者への住まいをどのように確保していくか、徹底的に不足している

と言える。

委員：シルバーピアについては棟ではなく、世帯数を教えてもらいたい。1棟は何人入れるのか。

事務局：民間借り上げで単身用が38戸、都営住宅の11棟の内訳は単身用が217戸、2人世帯用が52戸、合計307戸ある。

副会長：介護予防事業各種を多角的にやっていて、対象者の把握をしているが、予防効果があったかどうかの事業の選別はどのような形で検証するのか。

事務局：二次予防事業対象者把握事業で把握した対象者に対して通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業を行っている。通所型介護予防事業は3か月を1コースとしていて、その中では個別に通い始めと比較してどうなったかは分かるが、全体的な抑制度合いという数字は捉え難い。高齢者や75歳以上の要介護認定のリスクがある方が増えていく中で、現状では参加も追いつかない。地域包括ケアシステムという考え方のもとで2025年問題がでてくる。今後は、市としても分析が簡単にできる仕組みがあれば活用していきたい。現状は、システムのものが追いつかない。できるだけ参加者を増やして、基本チェックリストの経年比較を行えればと考える。項目が多い中でどのようにクロス集計をかけるかが問題である。

副会長：実数が増えるのは必然だが、その中でどうやって優良な事業と効果がない事業を選別していくか。参加者の追跡については、仕組みづくりをしているという理解でよいのか。

事務局：今年度から事業を委託した事業者と直営でやっていた時のデータをぶつけてクロス集計をおこなうよう調整をしているが、できるかどうかは分からない。財源措置も図りながら、検討している。

副会長：検証の仕組みを今後検討するということか。

事務局：そういうことである。

事務局：予防事業については、これまで、まずは事業参加を促すことに懸命で、しっかりとした検証ができていないと、現在、色々なところで意見が出されている。参加を募るために、色々と幅を広げすぎているとも指摘されている。地域で行われている生涯学習や保健の分野の様々な事業と、事業として違いや境目がわからないという点も課題として捉えている。今後は、施策や事業を重点化し、その検証や経年的な予防効果も測定できるしくみを含めて、先行事例等を参考にして、次期計画までには、一定の方向性を見定めていきたい。

副会長：検証して、実際効果があると言えるか言えないかで参加についても違ってくる。検証できたものについては積極的にアピールしていくとよいと思う。

会長：基本的には国の役割と言える。科学的データ、労力を要する事業で色々なエビデンスを出さなければならない。モデル事業としては色々な形でやってきて効果があると言われているものもあるが、これだけ広がった介護予防事業の中で全てにエビデンスを出すということは出来ていない。メインは国だが、自治体がやらなくて良いというわけでもないので、努力は続けていきたい。

委員：二次予防の仕事をしているが、運動に関しては事前評価と3か月後の事後評価があ

る。少なくとも自分の事業所では途中で辞めた人を除き、事前評価より事後評価が下がった方はいない。握力だけは、けがをしたなどの個別の事情で下がる場合もある。少なくとも運動機能向上講座では、3か月で確実に結果は出している。数値としてもでているので、市の方にも情報がいつている。運動に関しては数値で結果がでる。利用者にもグラフ化してフィードバックしている。なおかつ3か月で終わってしまうので、その後運動してくださいという指導をしつこくした上で、さらに3か月後に同じ評価をしている。運動を継続している人は、そのまま評価が下がらず継続している。

口腔講座や栄養講座は、数値としての効果の現れ方は難しいと考える。

副会長：数値として表れないものをなおざりにするのは問題だが、数値としてあらわれているものはむしろはっきりした方がよい。

#### 4 協議・検討事項

##### 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査について

資料4により説明

会長：事務局から調査の設問案等について説明があった。設問内容は資料にあるとおり、前々回19年度、前回の22年度と、この運営協議会で検討を重ね作成されたものをベースに事務局で修正を加えた。本日は主に設問内容について皆さんから意見をもらい、それを踏まえて次回第3回で調査票の原稿案が事務局から示される。意見の内容によっては、この場で結論を出すことが難しい場合もある。その場合はいただいた意見を踏まえて事務局で再検討の上、結論については後日会長の了承を得るということに諮りたい。進め方の提案としてはこの通りで良いか。

それではこの場で結論がでないことについては、会長に一任ということで本日は意見をいただきたい。

調査は大きく分けて二つあるため、調査ごとに意見をいただきたい。

まず前段の高齢者生活状況アンケートの意見をいただきたい。

委員：対象者数が4万人、抽出数が10%、4,000件だが、抽出の方法はどのようなものか。

事務局：住民基本台帳から無作為抽出となる。

委員：介護が必要になったときに、金銭等の管理を任せられる人がいるかという質問が削除になっているが、金銭がということになると例えば判断能力が不十分で、認知症でということに聞いているのか、それとも地域権利擁護事業のようなことでお金を預かるというようなことか、見えにくいので教えてもらいたい。

事務局：平成22年度の設問の伺い方としては、「お金の管理や通帳、重要な書類の管理などを任せられる人はいますか」という設問で、選択肢としては、①家族・親族に任せる、②友人・知人等に任せる、③専門家等に契約して任せる、④社会福祉協議会の権利擁護センター等の福祉サービスを活用する、⑤任せられる人はいない、⑥その他の中から一つを選ぶ形式になっている。圧倒的に①家族・親族に任せるを選ん

だ方が多く 92.3%となっている。今回は問18に「緊急時に連絡出来る方がいますか」という質問があるため、この質問を工夫して、連絡できる方がいる方は前回の結果も踏まえ、ご家族・ご親族に金銭管理も多分任せられる方なのだろうという事で、今回はこの設問は省いていく。

委員：高齢者生活状況アンケートは無作為抽出だが、介護保険サービス利用状況実態調査については、要支援・要介護の方についてどのような抽出方法をするのか。介護度によって変えるのかどうか。独居の方や高齢の方、ご家族のいる方等様々いると思うがそこまで分けられるのかどうか、その辺りを教えてほしい。

事務局：介護保険サービス利用状況実態調査の抽出方法については、50%としているが、要支援・要介護認定の方から無作為抽出をしている。要介護度や世帯の状況別には抽出していない。

委員：要支援・要介護度別に抽出しているわけではないと、例えば要介護度が高くて書けない方等は返送が難しいと思われるがどうか。

事務局：前回のアンケートでは「ご記入にあたって」という項目があり、「ご本人が記入できない場合は家族やサポートしている方にご記入をお願いします」という説明書きを加えている。その結果、前回の介護保険サービス利用状況実態調査は、ご本人からの回答が35.4%、ご家族からの回答が56.4%となっている。

委員：要介護度を分けない無作為抽出の場合、どの介護度の人間がどういう回答をしているかということは、クロス集計できるのか。

事務局：前回の報告書に記載のとおり、クロス集計はしている。例えば性別と収入のクロス集計など、複数の要件をクロス集計している。

委員：介護者である家族・親族については、性別と年齢と住所を聞いているが、それに加えて介護者の就労状況を入れてはどうか。例えば、介護者がフルタイムかパートか、辞めてしまったか、辞めた理由は介護によるものかどうかなど。介護離職に至り、経済的に追い詰められ、虐待に至るケースを検証するためにも介護者の就労状況を入れてはどうか。

事務局：介護者の状況について、参考になる設問としては前回の問9に日中・夜間の独居の状況を聞く項目がある。就労状況ということで意見をいただいたため、検討していきたい。

委員：居宅サービスについての設問のうち、制度改正後のサービスについての項目を消しているのはもったいない。平成24年度の制度改正について、色々な声が上がっていると思う。

事務局：19年度は18年度の制度の大改正を受けての設問設定であった。前回調査の段階では、新たなサービスがなかった状況である。次回も現段階で新サービスが国の方で示されていないため、設問には加えていない。

委員：訪問介護のサービス提供時間が短くなったり等の変更があり、声を聞くには良い質問ではないか。

事務局：細かな報酬改定も含めて聞くと言うことであれば、設問の中にはサービス利用に関して困ったことや利用料について設問を設けているが、改めて制度改正についての



設問を独立して設けるかどうかは、全体のバランスの中で検討したい。

会 長：後ほど気付いた点があれば事務局に連絡することとして、本日は終了したい。検討事項は事務局が検討の上、会長と調整することとする。

委 員：介護保険の利用者に対しては色々な意見があるが、サービス提供事業者側の声も聞きたいと思うがいかがか。時期はずらしてもらってもかまわないが、ケアワーカー、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー、PSWなど訪問リハビリの従事者、健康管理士など福祉の現場で働いている人の声を聞いてもいいのではないか。制度をどのように改革していくか、利用者とサービス提供者の両方の声を挙げていくべきではないか。

事務局：従事者の方の声を聞く機会としては、年に6回ほど介護サービス事業所連絡会を設け、各種サービス提供事業者、ケアマネジャーから意見を聞いている。事業所連絡会でも今後新たな制度についての意見を聞く機会を設けたいと考えている。

書面での調査を行うかどうか、やり方も含めて検討していきたい。

委 員：検討してもらえるとということか。

事務局：検討する。

会 長：東村山市ではヒアリング調査を行っている。従事者の調査、ケアワーカーを含めるとなると膨大な数になるため、どこに絞るのが問題である。事業所のヒアリング調査は一つの考え方になる。検討の上次回到結論を伝えたい。

委 員：特に現場で直接高齢者のケアをしているヘルパーやケアワーカーの意見が聞こえづらい。事実としてどうなのかということ把握したいと考える。

会 長：事業所ではなく、従事者に対してということか。

委 員：従事者に対してである。

会 長：難しいが、検討するということになる。

## 5 次回日程調整

今回は平成25年12月4日（水）午後2時からの開催を予定。

## 6 閉会

(以上)